

平成 30 年第 4 回

札幌市教育委員会会議録

平成30年第4回教育委員会会議

1 日 時 平成30年3月8日(木) 13時30分～14時30分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
財務係長	松 本	博 之
財務係員	白 川	由 貴
財務係員	土佐岡	潤
生涯学習推進課長	大 場	智 裕
推進担当係長	川 口	聡 志
推進担当係員	佐 藤	育 美
学校施設担当部長	平 野	誠
学校施設課長	永 本	宏
計画係長	中	克 尋
計画係員	中 村	圭 佑
保健給食課長	石 崎	勝 則
給食係長	畠 山	亜希子
給食係員	湯 谷	一 紀
給食制度担当係長	居 島	隆 宜
給食制度担当係員	吉 田	竜
学校教育部長	引 地	秀 美
教育推進課長	仙 波	晴 彦
学事係長	穴 田	卓 也
学事係員	福 田	憲 司
高等学校プロジェクト担当係長	小 林	英 輔
学びの支援係長	及 川	貴 史
企画担当係長	野 田	隆 之
義務教育担当係長	大 井	一 雄

指導主事	岩	田	悟
特別支援教育担当係長	荻	澤	吐 夢
教職員担当部長	檜	田	英 樹
文化部長	前	田	真 子
文化財課長	田	中	敦 士
文化財係員	山	本	郁 也
文化財係員	村	上	雅 俊
施設担当係長	小	野	暢 之
国際芸術祭担当係長	遠	藤	真
国際芸術祭担当係員	遠	藤	拓 也
総務課長	宮	地	宏 明
庶務係長	國	方	大 翼
書 記	洞	内	亮

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市有形文化財の指定について

議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

議案第3号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案

議案第4号 札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

報告第2号 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成30年第4回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と石井知子委員にお願いいたします。

本日は、阿部夕子委員と長田正寛委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市有形文化財の指定について

○長岡教育長 それでは議事に入ります。まず、議案第 1 号「札幌市有形文化財の指定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○文化部長 私からは、議案第 1 号、札幌市有形文化財の指定についてのご説明をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、以前にもご説明させていただきましたが、改めてこれまでの経緯等についてご説明を申し上げます。

お手元の資料 1 をご覧ください。まず、1 の経緯です。

現札幌市資料館である旧札幌控訴院につきまして、平成 29 年 9 月 6 日に札幌市長より提出された指定申請書を受理し、同年 11 月 16 日の教育委員会会議におきまして、札幌市文化財保護審議会への諮問をご決定いただいたところです。

その後、11 月 22 日と平成 30 年 2 月 23 日に開催した札幌市文化財保護審議会におきまして、現地視察及び審議を行い、本物件が札幌市有形文化財にふさわしい建造物であることを認め、その旨を答申することが決定されたところです。

本日はこの答申を踏まえて、旧札幌控訴院の札幌市有形文化財の指定についてご審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、2 の指定内容です。

名称は旧札幌控訴院。種別は有形文化財。員数は 1 棟。所在は札幌市中央区大通西 13 丁目 4 番地 194、4 番地 200 です。

構造及び規模につきましては、構造がレンガと石を組み合わせた組積造と一部が鉄筋コンクリート造で地上 2 階建て、屋根は亜鉛鉄板ぶき、建築面積が 849.8 m²、建築年代は大正 15 年、所有者は札幌市です。

続きまして、3 の旧札幌控訴院の概要につきましては、次のページの資料 2 にまとめておりますが、この資料は、昨年 11 月 16 日の教育委員会会議でお配りした資料と同一の内容になっておりますので、説明を割愛させていただきます。

また、資料 1 の 4 の文化財的価値につきましては、この後をご覧ください資料 3 の答申書に同一の内容が記載されておりますので、そちらのほうでご説明を申し上げたいと思っております。

続きまして、おめくりいただきまして、資料 3 をご覧ください。

こちらでは、札幌市文化財保護審議会に対して諮問いただいた旧札幌控訴院の札幌市有形文化財の指定につきまして、審議会として指定するにふさわしい貴重な有形文化財であると答申をされております。

その理由といたしまして、次のページの 4 点が挙げられております。

1 点目といたしましては、旧札幌控訴院は司法省により全国に八つ設置され

た控訴院のうち、現存している二つの控訴院の一つであること。司法省控訴院建築の充実期を飾る数少ない建造物であること。

そして、2点目は、組積造と鉄筋コンクリート造を用いた混合構造形式でありまして、組積造から鉄筋コンクリート造への移行期の貴重な建造物であること。

3点目は、外壁の大部分に南区石山から産出された札幌軟石が使用されておりまして、札幌軟石を用いた市内最大の建築物として札幌市における軟石建築の代表格と言えること。

そして、最後に4点目として、創建時から現在まで様々な用途で活用されてきたことにより、都度、必要な整備等が実施されておりますが、創建時の外観や内部意匠を傷つけないよう十分な配慮がされており、創建時の状態に容易に復することができるよう良好に維持されていることが挙げられております。

最後に、参考資料といたしまして、北海道大学名誉教授であり、札幌市文化財保護審議会の会長でもあります角幸博氏に作成いただいた所見を添付しております。

ただいまご説明申し上げました指定理由につきまして、さらに詳細に記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、簡単ではありますが、札幌市有形文化財の指定に関する説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。ただいま、議案第1号についてのご説明がありましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○**池田委員** 札幌市の有形文化財に指定されるに足る建築物だと思いますし、そのことに関して賛成です。

今後、文化財に指定された後の使用の目的といたしますか、どんなふうにご利用していくのでしょうか。また、この控訴院であった建築物が、文化財として非常に価値があることのアピールに関して、市民に対してどのようにされていくのか、今の時点で考えられていることはありますでしょうか。

○**文化部長** 先日の委員会でも少しご説明を申し上げましたが、ただいま、控訴場のリニューアルを予定しておりまして、それに合わせてこの控訴院の役割ですとか、当時の状況がわかるような展示コーナーの充実もさせたいと思っております。

また、現在、非常に多くの市民の皆様にギャラリー等としてご利用いただいておりますし、新たな芸術の場としてもご利用いただいておりますので、そういった使い道がまた続けられるような方向で検討したいというふうに思っております。

す。

○池田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員 私も指定について異論はありません。今後、市民にとって有意な建物になるようにご配慮いただければと思います。以上です。

○長岡教育長 ありがとうございます。それでは、議案第1号については、提案どおりにご承認するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号については、提案どおり決定いたします。

◎議案第2号 札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第2号「札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 私から、議案第2号、札幌市立学校の学校給食における複数校給食に関する規則の一部を改正する規則案につきまして、ご説明をさせていただきます。

本案は、平成30年度の学校給食の実施に当たりまして、同規則の別表で定める複数校給食の組み合わせの一部改正についてご審議をお願いするものです。

お手元の資料のうち、何枚かめくっていただきまして、変更内容というインデックスがついている資料があると思いますが、こちらをお開きいただきたいと思っております。

平成30年度複数校給食実施形態の変更内容です。

まず、1番目の札幌市の給食実施形態についてであります。札幌市の学校給食には、(1)の自校分のみを調理する単独調理校方式と、(2)の自校分に加えまして、近隣の調理施設を持たない被供給校分も合わせて調理する複数校給食方式、いわゆる親子方式といっておりますけれども、この二つの形態で実施しているところなんです。

次に、2番目の平成30年度の変更内容についてであります。大きく分けまして3点ありますので、順にご説明をさせていただきます。

まず、(1)の学校改築及び衛生的に課題のある学校の被供給校化に伴う変更についてです。

表の下に【説明】変更(ア)ということで解説が書いてありますが、こちらに記載しておりますとおり、これまで、被供給校でありました中の島小学校ですが、こちらが改築によりまして平成30年度から調理を開始することとなります。

同校は、衛生管理面でもすぐれるドライシステムを備えておりますことから、衛生上課題の多い月寒小学校の供給校といたします。

また、同時に、衛生管理上課題の多い山鼻小学校につきましては、単独調理校から、中の島小学校への供給校であった旭小学校の被供給校へと変更するものです。

次に、(2)の給食室増築及び衛生的に課題のある学校の被供給校化に伴う変更です。

このページの一番下に、【説明】変更(イ)ということで書いておりますけれども、こちら、これまで被供給校でありました新発寒小学校が、給食室の増築

によりまして、平成30年度から調理を開始することとなります。同校も衛生管理面で優れたドライシステムを備えておりますことから、衛生上課題の多い手稲中央小学校の供給校といたしたいと思っております。

これに伴いまして、新発寒小学校の供給校であった発寒東小学校を単独調理校へと変更するものです。

次に、1枚おめくりいただきまして、(3)です。

(3)の食数平準化のための変更であります。下の【説明】変更(ウ)のとおり、生徒数が増加しております札幌北中学校の供給校を比較的食数の少ない明園中学校に変更し、食数の平準化を図るものです。

これらを反映いたしまして、規則の別表に記載されております供給校、被供給校との組み合わせを一部変更いたしたいと考えているところです。

なお、添付資料のうち、一番最後に参考資料ということで、今回の複数校給食方式にかわる変更に伴う関係の図面を一部添付しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**長岡教育長** ありがとうございます。議案第2号の説明でしたけれども、ただいまの説明に対しまして、意見やご質問がありましたらお願いいたします。

○**池田委員** ドライシステムという言葉があったのですけれども、具体的にどんなシステムなのか、ご説明いただきたいと思えます。

○**学校施設担当部長** 簡単に申し上げますと、古いものは床に水を流す方式だったのですけれども、床に水を流さないで部屋の区割りをきっちりと分けて、例えば、土がついた果物を下処理する部屋と実際に調理する部屋を明確に分けて、衛生管理上きれいにしていくというものであります。

現時点では25校で、あと2校が増えて27校ぐらいになる予定ですが、そういうもので整備していると捉えております。

○**池田委員** そうしますと、衛生的に課題があるというところは、ドライシステムではなくて、調理するところとの区分けがきちんとされていなくて、かつ、床に水を常に流して、ぬれた状態で給食を作っているということなのではないでしょうか。

○**学校施設担当部長** そういうふうには作られていたのですが、いまはドライ運用という位置づけで、なるべくいろいろな器具を置いて区域を分けたり、衛生管理上、なるべくドライシステムに準じる形で運用するということで衛生を保つよ

うにしております。

○池田委員 わかりました。

○長岡教育長 ほかにいかがですか。

○石井委員 この給食の実施形態の変更の対象になっている学校の保護者や生徒に対しては、決まり次第お便りなどで報告するという事になっているのですか。

○学校施設担当部長 そうです。

○保健給食課長 すぐに移るということはできないものですから、前年度中にこういう形で組み合わせを変えるということで、当該校の校長先生を通してご説明をしていきます。それ以降は、各学校において、次年度からは、こういう形で私どもの学校に供給校であるこの学校から給食が届きますというお知らせを保護者の方にしていく形になります。

○石井委員 わかりました。ありがとうございます。

○長岡教育長 ほかにいかがですか。私からも一つあります。例えば、手稲中央小学校ですが、こちらは今まで供給校であったものが、今度は被供給校になるということです。そうした場合に、これまでの施設はもう完全に使わないようにするという事になるのですか。

○保健給食課長 調理器具等々は残りますが、それを撤去いたしまして、学習に必要な、例えば、ランチルームであったり、違う部屋のほうに転用しながら活用していくことが基本になります。

○長岡教育長 仮に調理員さんがいらっしゃる学校であれば、それは新しい供給校のほうに異動をかけたりにして、人材を活用していく形をとるのですか。

○保健給食課長 そうです。私どもが直接雇用している職員については、場所がえということになりますし、委託ということでやっているところにつきましては、その委託を受けている会社のほうにおいて、違う現場のほうに人員を回すということを行います。

ですから、この調理校がなくなることによって、人切りをするということは起き得ないということで実施しております。

○長岡教育長 これは数合わせといたしますか、供給校が今回のこの変更内容で1校減ということになるのですか。

○保健給食課長 はい。

○長岡教育長 わかりました。そのほかにご意見やご質問はありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、提案どおりに決定することによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第2号については、そのように決定することといたします。

◎議案第3号 札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第3号「札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案」についてです。事務局から説明をお願いします。

○学校教育部長 議案第3号の札幌市立高等学校学則の一部を改正する規則案についてご説明をいたします。

本案は、平成30年4月から大通高等学校を除く札幌市立高等学校6校について、学校名称を変更いたしますことから、所要の改正を行うものです。改正の内容につきましては議案でお示ししたとおりであります。わかりやすい形で資料にまとめてあります。

それでは、参考資料というインデックスのついたページをご覧ください。

変更内容といたしましては、ご覧のとおり、大通高等学校を除く市立高等学校6校の名称について、「北海道」の表記を「市立」に変更いたします。

変更の理由ですが、今後の市立高等学校の在り方や教育内容などを示す札幌市立高等学校教育改革方針に定める教育改革を実行していくに当たり、各種広報活動等を行っていく上で、校名から市立高等学校であるとわかることが重要となることや、全国的にも市立高等学校の名称は都道府県名を記載せず、「市立」という文言を明記しているものが多いことから変更するものです。

学校名称変更に伴う関係規定の改正といたしまして、学校名称等を定めている札幌市学校設置条例につきましては、平成30年度入学者選抜実施の関係から、平成29年10月に先行して改正しておりましたが、札幌市立高等学校学則につきましては、学校ごとの定員を定めた別表の部分に学校名称の記載がありますことから、今回、改正を行うものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。議案第3号の説明でありましたけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 これについては、特に異論はないと思われまますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第3号については、提案どおり決定いたします。

◎議案第4号 札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第4号「札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第4号の札幌市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則案についてです。

本改正は、規則の別表に定めております備えつけ物件の使用料についての改正です。

市民ホールは平成20年12月から供用を開始しておりますが、大ホールの舞台装置や備品類につきましては、旧市民会館から移設したものを引き続き使用しており、これが老朽化しておりましたため、平成28年1月から同年5月まで舞台設備等の更新工事を行っております。

この更新等を行った備えつけ物件の使用料については、金額の精査や周知期間が必要であるため、平成31年度から開始いたします次の指定管理期間に合わせて改正することとしておりましたが、料金の精査が完了いたしましたことから、1年の周知期間を設けてこのたび改正するものです。

規則改正の内容につきましては新旧対照表にもありますが、資料というインデックスのついた、A3判横のカラーの別添資料をご覧ください。

この資料の左上の表に、今回の料金改正が必要な物件の一覧と、変更前、変更後の使用料を記載しております。この改正後の使用料につきましては、購入価格や想定使用回数から1回当たりの原価を算定して導き出したものであります。

その他、資料の中に、今回の改正に係る物件の写真等を掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

本改正案の内容は以上であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。市民ホールの設備の使用料の変更に係る規則改正になるかと思っておりますけれども、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○池田委員 全体的に若干、使用料が減るものが多いようで、市民の皆様の利用しやすさを考えると、よい方向かとは思っています。

中でも、この資料の一番下に載っているプロジェクターの使用料がとてつもなく下がっていると思うのですが、この理由や状況について、特に何かありましたら教えていただきたいと思っております。

○推進担当係長 今回のプロジェクターなのですが、導入させていただいた金

額が400万円、さきに算定させていただいたときのものが1,000万円を超えるものを導入しておりました。

これは、技術の革新等々が進んだ結果、金額等々も安くなってきて、そういうところが反映されているということで、金額が大きく下がったところです。

○池田委員 そうすると、前に入っていたものに比べて、今回更新されたものは同程度の性能で購入金額が安く入ったので、使用料も下がったという理解でよろしいですか。

○推進担当係長 はい。

○池田委員 わかりました。特に、性能が前よりも落ちたものを入れたとか、そういうわけではないのだということですね。

○推進担当係長 そういうものではありません。

○池田委員 わかりました。

○佐藤委員 ほかの増減についても、導入時の取得価格とか、電気の使用料などを細かく計算されて算出されたということでよろしいでしょうか。

○推進担当係長 そのとおりです。

○長岡教育長 ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第4号につきましては、提案どおり決定するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定いたします。

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

○長岡教育長 続きまして、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 報告第1号の議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理についてです。

平成29年度一般会計補正予算案につきましては、平成30年1月30日開催の教育委員会会議にて皆様にご審議いただいた後、2月20日の第1回定例市議会本会議において、市長からすでに提案されておりますが、このたび、2月20日付で北海道教育庁総務政策局から平成29年度学校施設環境改善交付金の内定通知が送付されました。

この中で、新たに東園小学校ほか31校の煙突改修事業につきまして、当該交付金の採択が見込まれることが判明いたしました。

煙突改修に係る事業費につきましては、施設改修等整備費として30年度予算に計上しておりましたが、この内定を受けまして、29年度の当該交付金を受けて事業を実施したほうが本市の負担額を減らすことができるため、30年度から29年度に前倒しして予算計上することといたしました。

したがいまして、当該交付金の採択が見込まれる煙突改修に係る事業費2億1,900万円につきましては、歳入歳出予算の追加補正を行うこととし、また、当該事業は年度内の執行が困難であることから、その追加補正額の全額を繰越明許費として設定することといたしました。

この歳入歳出予算と繰越明許を29年度予算として計上するためには、第1回定例市議会にお諮りする必要がありましたので、急ぎ2月28日に追加提案を行っております。

この追加提案については、本来、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りし、当該補正予算に対する教育委員会の意見を市長に述べるものでありましたが、2月28日までに教育委員会会議を開催するいとまがありませんでした。

このため、札幌市教育委員会事務委任等規則第3条（臨時代理）の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して別紙意見書のとおり意見を述べましたので、ご報告させていただきます。

なお、当該補正予算につきましては、2月28日の第1回定例市議会にて追加提案した後、おととい、3月6日の本会議において可決されましたことをあわせてご報告させていただきます。報告は以上です。

○長岡教育長 ありがとうございます。

報告第1号であります。ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 補正の補正ということになりますね。

○生涯学習部長 はい。

○長岡教育長 議会も3月6日に補正の議決が予定されておりました。それに合わせる形で手続をとる必要がありましたので、そのような形をとらせていただいたのですけれども、6日に無事に可決をいただいております。

それでは、報告第1号についてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、報告第1号については以上であります。

◎報告第2号 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
○長岡教育長 続きまして、報告第2号「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育部長 報告第2号、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の概要についてご報告いたします。

今年度の調査結果につきましては、2月13日（火）に、全国及び都道府県、政令指定都市ごとの結果をスポーツ庁が発表したところです。

今年度より札幌市の結果についても公表されましたので、その概要についてご報告いたします。

それでは、インデックスの資料1の左側、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果「実技の状況」（小学校）をご覧ください。

まず、表の見方や記号についてご説明いたします。

初めに、表の見方についてですが、表の中にT得点という表記があります。ここで用いているT得点とは、全国平均を50点として、その全国平均値に対してどのくらい上回っているか、下回っているかをあらわす偏差値のような数値となっております。

例えば、小5男子の握力、「H29札幌」の欄を見ていただきたいのですが、51.6と書いてあります。これは、全国を1.6ポイント上回っていることを意味しております。また、このように、全国と同等または上回っているものにつきましては網かけで示しております。

次に、同じく小5男子の握力の三つ右の反復横とびの欄をご覧ください。

48.5の数字の前に白星印がついています。これは、前年度「H28札幌」の得点48.2を上回っていることを意味しております。このように、前年度に比べて得点が増しているものは、白星印で示しています。

なお、T得点につきましては、50点のプラスマイナス、二程度に位置していれば全国平均に近いと捉えております。

次に、表の一番右端の欄をご覧ください。

体力合計点の平均値とありますが、この数値は、全児童生徒の体力合計点の平均値となります。体力合計点とは、表にある握力からソフトボール投げまでの8種類の記録を10段階（1～10点）でそれぞれ点数化し合計したもので、満点は80点となります。

それでは、さらに、結果の概要につきまして詳しくご説明をいたします。

まず、実技に関してですが、資料1の左側の小学校についてであります。

男女ともH29年度の体力合計点の平均値は、全国平均値と比較すると低い状況にあるものの、ここ数年間、札幌市としては改善の兆しが見えております。

種目別に見ますと、男女とも握力が全国平均を上回っており、男子はソフトボール投げも全国平均を上回っております。また、昨年度と比較すると、男子では6種目、女子では5種目が得点が高くなっております。

次に資料1の右側の中学校についてですが、男女ともH29年度の体力合計点は、全国平均値と比較すると低い状況にあるものの、女子については、ここ数年間、改善傾向が継続しております。男子につきましては昨年度より低くなっております。

種目別に見ますと、男女とも全国平均を上回っている種目はありません。また、昨年度に比べて、男子では2種目、女子では3種目が得点が高くなっております。

資料の一番下のレーダーチャートをご覧ください。これは、種目別のT得点について全国と札幌の値を比較したもので、青い線が全国で、赤い線が札幌市を示しております。

実技に関しては、全国と比較するとまだ低い状況にありますが、小学校男子については、全体的に全国平均に近づいてきています。また、小学校女子についても、例年は全国との差が大きかった反復横跳びが縮まるなど、全国平均に近づいている種目が多くあります。

中学校の女子は、依然として全国平均との差が大きい種目が多いものの、その差は縮まってきています。また、中学校男子については、今回、体力合計点の伸びが見られなかったものの、全般的に全国平均とそう離れていない値を維持しています。

一方、小中学校の男女ともに、レーダーチャートの下の方が全国の値と離れている傾向にあります。敏捷性の指標である反復横跳びでは改善傾向が見られたものの、持久力の指標である20メートルシャトルランや持久走が、他の種目に比べて全国との差が大きいことが課題としてあげられます。

続きまして、資料2-1をご覧ください。

これは、小学校の種目別平均値につきまして、札幌市の全国の値の経年変化を表したものです。青の点線が全国で、オレンジの実線が札幌市の平均値を示しております。

小学校については、男女ともに全体的に上昇傾向にあることがうかがえます。全国との差が大きかった中段左の反復横跳びにつきましては、男女ともに順調に伸びが見られます。また、その右隣の20メートルシャトルランにおいても上昇傾向が見られております。

続いて、資料2-2は中学校になります。

こちらも小学校と同様に、男女ともに上段右側の反復横跳びに順調な伸びが見られております。

また、全般的に全国との差が一番大きい中学女子についての経年変化を見てみますと、ほとんどの種目で改善・上昇傾向が見られているところです。一方、中学校の男子につきましては一部で下降傾向も見られることから、その原因を検証することが必要であると考えております。

ただ、全般的には、札幌市の子どもたちの体力は改善・上昇の傾向が見られ、各学校における「健やかな身体」育成プログラムに係る取り組みの成果が一定程度あらわれているものと捉えております。

特に、反復横跳びの伸びについては、平成25年度以来、札幌市の学校で積極的に取り組んできたなわ跳び運動の成果があらわれているものと推察しております。

次に、資料3の「児童生徒質問紙」結果の経年変化をご覧ください。左側が小学校で、右側が中学校の結果となっております。赤い線グラフが全国で、棒グラフが札幌市を示しており、青が男子で、オレンジが女子となっております。

一番上の「運動やスポーツをすることが好き」、2段目の「体育の授業は楽しい」と考える子どもの割合は、小・中学校の男女ともに、全国と比べてほぼ同程度を維持しており、意識の高さがうかがえます。

また、小学校につきましては、男女とも全国平均を上回っている結果となっております。

また、3段目の「体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合」は、男子は小・中学校ともに横ばい、女子は小学校では微増、中学校では減少の傾向にあり、全体的には、ほとんど運動をしない子どもを減らすための取り組みを、より一層進めていく必要があると考えております。

これらの結果を踏まえ、作成した別添資料の平成30年度さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プランにつきまして、特に改定を行った箇所についてご説明いたします。

まず、中段より少し上の「健やかな身体」育成プログラムの作成・実施についてです。こちらは、学校の取り組みのところに記載しております。

次年度は、各学校がそれぞれ作成したプログラムに基づく取り組みを定期的に検証し、子どもの伸びを捉えるとともに、子どもの実態に応じた指導方法の工夫、改善に生かすなど、検証改善サイクル（P D C A）の確立を図れるよう支援してまいります。

特に教育委員会として力を入れて支援することは、資料の中段に記載しておりますが、左から「体力・運動能力の向上」「部活動の充実」「基本的生活習慣の確立」「性に関する指導の充実」「食育の推進」の5点になります。

まず、左側に記載している「体力・運動能力の向上」の一つ目の丸印の体育・保健体育の授業の充実についてです。

子どもが運動や健康についての課題をみずから発見して、十分に体を動かしながら課題の解決を目指す課題探究的な学習の推進や、運動が苦手な子どもも意欲的に学ぶことができる指導を工夫することで、どの子どもも運動することが楽しいとか、自分にとって健康は大切だと実感できる授業の充実を促してまいります。

その次の縄跳び運動の活性化ですが、これまでも取り組んできた縄跳び運動を、さらに活性化していくことや、オリンピック・パラリンピック教育の推進等により、子どもが運動やスポーツの意義や価値に触れ、運動の楽しさを実感できる機会の充実を図ってまいります。

また、基本的週間の確立につきましては、さらに具体的な働きかけを工夫し、家庭と連携した習慣づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みを広く展開し、運動に楽しく親しむ機会を増やしていくことによって、子どもたちの体力の向上、健康の増進を図ってまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、本調査の札幌市の結果につきましては、さっぽろっ子「健やかな身体」の育成プランとともに、近日中に各学校に送付いたします。また、その結果につきましては、3月中旬までにスポーツ庁から各学校に送付いたします。

私からのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○長岡教育長 ありがとうございます。札幌の子どもたちの体力、運動能力の調査結果についてであります。ご質問などはありますでしょうか。

○池田委員 少しずつよい方向に向かってはいるものの、まだいろいろな課題があるのだということだと思います。

その上で、別添の資料につけていただいた教育委員会の取り組みの中の、札幌らしいオリンピック・パラリンピック教育の推進についてです。

今年の1月に、私は川崎市で行われました指定都市教育委員・教育長協議会に出席させていただきました。その翌日に、東京都の立川の第八小学校に、このオリンピック・パラリンピック教育についての視察を組んでくださったのですが、それを拝見して非常に感銘を受けました。

札幌市もオリンピック・パラリンピックの招致をしていくという意思決定をされたと思いますが、オリンピック・パラリンピックの意義については、もちろんいろいろなことがあると思います。経済的な効果ですとか、インフラの整備、それから、老朽化した施設の更新などさまざまな意味があると思うのですが、教育ということを前面に打ち出してもよいのではないかというふうに感じました。

オリンピック・パラリンピックといたしますと、会期中はイベントとしての盛り上がりがありまして、そういったことはとても大事だと思いますが、その一方で、東京都では「レガシー」という言葉を使って、子どもたちの未来のために三つのレガシーを形成しますという言い方をされてきました。

これは、ソフトの面で、オリンピック・パラリンピックによって、子どもさんたちが運動好きになってスポーツのすばらしさを知っていける、子どもさんたちの心に残していきたいものがあるのだということで、オリンピック・パラリンピックにおける教育の意義というものを前面に打ち出す勢いがあったのもよいのかと思いました。

視察して思ったのですが、スポーツによってトップアスリートの方たちが、コンマ何秒という記録を競い合うという世界はすばらしいものがあると思いますけれども、特にパラリンピックで採用されている競技などは、私たちにもなじんで一緒にできそうなものもあると思います。

スポーツの本質的な意味というのは、トップアスリートの競い合いということもあると思いますが、スポーツによって人の気持ちがつながったり、コミュニケーションが深まったりとか、そういうようなことがとても大きいと思うのです。

ですから、それを札幌市がオリンピック・パラリンピックを招致して展開していく意味でも、プロジェクトとしてオリンピック・パラリンピックの教育を行うことは、目玉にもなり得るようなことなのかという気がします。それをきっかけにして、そういったことがずっと継続していけると、この調査の数値も改善していくと思います。

繰り返しになりますが、オリンピック・パラリンピック教育ということが、札幌市らしく、オリンピック・パラリンピックを展開していく一つのとても大きい要素になっていくとよいなという感想を持ちました。以上です。

○**学校教育部長** ありがとうございます。私どもは、このオリンピック・パラリンピック教育については、今、スポーツ局とも連携をして進めております。

今、池田委員がおっしゃったように、オリンピックそのものをフェアプレー精神とか、国際理解、人権尊重の部分を大事にしつつも、札幌のよさとか、ウインタースポーツのよさ、それから、スポーツへの興味や関心をこの機会にさらに高めていくことで、子どもたちの体力向上につなげていくこととしております。

札幌らしいオリンピック・パラリンピック教育ということで、子どもにどういうものを育てていくかという教育的意義や価値をしっかりと踏まえて、これからも推進していきたいというふうに思っております。

また、今回のこのオリンピック・パラリンピック教育では、小学校3年生向けに配布する指導資料、子ども向けの教材を作成いたしまして、その中でもオリン

ピック・パラリンピックの意義、それから、札幌市としての捉えというものを子どもたちに示していく形をとっておりますので、そういう教材を活用しながら大事な部分を見失わないで進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤委員 私も経年変化を拝見しまして、少しずつでも上昇しているということは、先生方のご尽力の成果なのではないかと思っております。

ただ、全国のほうもずっと上がっていますので、並行線で追いつかない部分もあると思います。この原因を推測すると、資料3の一番最後の右下にありますように、やはり札幌は冬が長くて外での活動時間がなかなかとれないので、やはり気候的なものが影響しているのだらうと思います。1週間の総運動時間が60分未満の生徒の割合が、全国に比べてかなり多くなっているというところです。

その改善策としては、非常に単純な考え方かもしれませんが、体育館の活用がすごく有効なのではないかと思うのですが、教育委員会の取り組みを見ると、例えば、縄跳び運動の活性化などがそれに当たると思います。

そこで、伺いたいのは、体育館の開放という形で昼休みや放課後などでどれだけ活用されているのかということと、それから、恐らく、この縄跳び運動の活性化は小学校までで、中学校になると縄跳びというのはなかなかなくなるのかというふうに思います。

そこで、中学生はどのようなふうに体育館を活用しているのか、その現状についておわかりになる範囲で結構ですので、お聞かせいただきたいと思っております。

○学校教育部長 まず、学校における体育館の活用状況ですが、小学校におきましては、中休みが20分前後、それから、昼休みも15分前後ありまして、体育館及びグラウンドを冬でも開放して、鬼遊びとか、体育館に設置している登り棒を登ったりしています。それから、今年はあまりできていないのですが、冬になるとグラウンドの雪山でチューブ滑りをしたりというように、外で体を動かす機会の設定をしております。

また、中学校においても同様に休み時間あるいは放課後等も使って、ボール運動のバスケットボールなどに親しむ時間を設定しております。

縄跳びにつきましては、小学校が中心になって進めておりますが、徐々に中学校にも広がってきております。例えば、体育の授業の準備運動に使うとか、あとは部活の準備運動に使うということもあります。

先日、縄跳び甲子園というものを北区の小・中学校で実施したのですが、中学校からも30名弱の参加をいただきました。グループで跳ぶ縄跳びの種目なのですが、中学生はこれに大変興味を持っておりまして、非常に上手に巧みに跳んでい

ます。

縄跳びは、いかなる場所でも一定程度のスペースがあれば、季節を問わず、1人でもグループでもできるもので、これからは、中学校にもさらに広げていきたいということでここに書かせていただきました。さらなる取り組みの充実、指導資料等、DVDも含めて、各学校に配布するなどして、中学校にまで活性化を図っていきたいと考えております。

○佐藤委員 よくわかりました。縄跳び運動は本当に全身運動で、おっしゃるとおり場所もとらないので、本当に推進していくべき運動の一つかと思っております。引き続き、続けていただければと思います。

○石井委員 もしかすると、以前も質問したかもしれないのですが、資料3の「体育の時間を除く1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合」ですが、部活時間は除くということでしょうか。それとも、部活動も含めての時間なのでしょうか。

○学校教育部長 小学校は含んでいなくて、中学校は含んでいることになります。

○石井委員 わかりました。60分以上運動している生徒は、体育系の部活に入っている生徒がほとんどということ考えてよいのですか。

○学校教育部長 60分ですか。

○石井委員 60分以上運動している生徒は、体育系の部活に入っている形で、60分未満の生徒の割合は文科系の部活の生徒というような割合というのはいないのですか。

○義務教育担当係長 部活動に加入している生徒については、部活の実施時間を別な調査でとっておりまして、別な質問項目があります。これは全体の数字なものですから、全部でこういう傾向ということになります。

○石井委員 それでは、部活に入っているとか、入っていないというのは。

○義務教育担当係長 入っているのも入っていないのもあわせて60分未満の子どもがこのぐらいの割合でいますというグラフになります。

○石井委員 体育会系の部活に入っている子どもですと、運動する割合が高く、文科系だと少ないのかと思うので、そこも気になった点なのです。なので、文科系の部活に入っている子どもたちが、日常的にどうやって運動を取り入れていくかというところも少し課題なのかというふうに思いまして、お聞きしました。

先ほど、運動しない子が日常的に運動するような取り組みが課題というお話がありました。これは、具体的に縄跳びなどもあると思うのですが、ほかにどういったことが取り組みとしてあるのでしょうか。

○学校教育部長 今は、例えば、中学校の休み時間にクラス対抗の縄跳びあるいはクラス対抗のバスケットのシュート大会という形で、それを生徒会が企画して、誰でも親しめるような大会やイベントを計画しています。それに向けてみんなが集まって、放課後に練習するというので、そのようなことを働きかけるなどして取り組んでいます。

あとは、私どものほうで文科系部活動のイベント、運動部活動ではない子どもたちを集めてのイベントを年に3回ほどですが、区ごとに集まってやっています。そこでは、こういう難しくない運動、また、準備運動やレクリエーション的にできる運動を紹介しているのですが、それはここ5年くらいやっております、それが広がってきているかと思えます。

文科系部活動も、吹奏楽や合唱などは非常に肺活量を使うものですから、準備運動としてランニングなどを結構進めているところもあります。そういったものを広げていくことも非常に大事だと思っております。

加えて、小学校もそうなのですが、家に帰ってから運動をする機会について、どういうところに行って運動をしたらよいのかということで、子どもたちだけではなく、やはり保護者にもいろいろな情報提供をしています。これは、運動をするということだけではなくて、まず、見て興味を持つということも大事だと思いますので、そういう働きかけも、今後、さらに工夫していく必要があると思っております。

○石井委員 日常的に、やはり運動を取り入れていくということを子どもどものときからしていると、大人になってからも続けていくことになると思うので、ぜひ、今後もそういった取り組みを進めていっていただきたいと思えます。

○長岡教育長 今、引地部長から保護者に対してもというお話がありました。学校で一生懸命に知・徳・体の充実ということで進められていることを家庭も巻

き込んで私はよく言っているのですが、まさに体力の部分もそうだと思います。

このデータというのは、各学校に行って、学校から家庭にもフィードバックされるものなのではないでしょうか。

この実態というのは、家庭の保護者の方々も見ることはできるのでしょうか。

○**学校教育部長** 学校ごとに結果が戻ってきますので、数値という形ではないにせよ、うちの学校は効力はありませんということで、「健やかな身体」育成プログラムの中に生かして、当然保護者の方もいろいろな形で啓発をしてと。

○**長岡教育長** そうですね。北海道の子どもたちの体力なり運動能力というのは、多分保護者の方もこれを見てこれではいけないと、やはり健康というのは一生ものですから、保護者も巻き込んだ形で北海道の子どもたちを何とかしなければいけないという気持ちを持っていただきたいと思います。

それでは、北海道の冬に何ができるのだということ、非常に難しいですね。我々大人でも体力づくりは、冬の間はなかなかうまくいかないということはあると思いますけれども、そこは、家庭も巻き込んで知恵を出し合ってやればと思っ、て、今気がついたといいますか、そういうところを何とかできればよいと思うのですが、それが率直な感想です。

翻って、僕たちが子どものときは、雪の中でも雪中サッカーなどをしましたが、あれは何なのでしょう。汗をたくさんかいてグラウンドを走り回っていました。だから、体育館以外でもやっていた記憶はあるのですが、今の子どもたちは冬場にそんなことはしていないのでしょうか。

逆に、保護者の方が風邪を引くからだめだということで抑止するようなことにもなるのでしょうか。

○**石井委員** 私が住んでいる町内会では児童会館で雪合戦や雪中サッカーをやっていて、地域の子どもたちと保護者が一緒に参加しています。

○**長岡教育長** それはよいですね。

○**学校教育部長** 今回の結果でも、北海道の子どもたちは、札幌も含めて、テレビ、スマホ、パソコンの時間が非常に長いということです。冬場もそちらのほうで、友達と遊ぶというのもゲームをしたりして遊んでいるような形で、外にはなかなか行かなくなっているということが傾向としてあります。

○長岡教育長　そういう原因がある程度把握できているのであれば、そうではない形への仕掛けということは十分可能なわけですね。

○学校教育部長　そうです。家庭に対しての啓発です。

あと、保護者が、子どもたちに運動を一緒にするとか、どこかへ運動を見に連れていくとか、そういうかかわりによっても子どもたちの興味や関心が全然違うということが、全国の今回の調査の中から見えてきておりますので、やはり、長岡教育長がおっしゃるように、家庭を巻き込んでやっていかないと、なかなか成果は上がっていかないと考えております。

○長岡教育長　ぜひ、力強く発信して、家庭に理解していただいて、具体的な行動に何がしかを結びつけるような形をとればよいと思いますので、よろしくお願ひします。

僕らの世代になると、健康のためには栄養と睡眠と運動が不可欠だと、みんな誰しもわかって実践しようと思心かけるわけですし、それを子どものときからそういう理解がつけば、その子どもの健康というのはある面で一生担保されると思いますので、ぜひともこの調査結果をまた上手に使っていただければと思います。よろしくお願ひします。

ほかにありますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

【閉 会】

○長岡教育長 本日予定された議案は以上です。その他、各委員から何かありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 以上で平成30年第4回教育委員会会議を終了いたします。

以 上